

令和5年7月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年7月10日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	欠 員	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 2番 下田 修一 欠員 13番委員（辞任届）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【基盤・一般】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

追加議案

第8 農業委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太 参事 後藤 健一

事務局 本日の出席者12名、欠席者1名、欠員1名。
農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会議の成立を報告いたします。
それでは、会長、御挨拶をよろしく願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
お忙しい中、また今日は足元の悪い中、総会に出席していただき、ありがとうございます。
ちょうど今、梅雨の終わりで、今日も雨が降って、阿蘇地方は大雨注意報が出ておりました。
どうやら高森はこれから小康状態で、天気も良くなっていくかと思いますが、九州北部は、災害級の大雨が降っているようです。
まだ全然油断ができないということで、災害があまり起こらなければいいなと思っておるところでございます。
今年の梅雨は、前半は雨も少なく晴れが続いて、それほどでもなかったですが、後半になったら毎日雨が多く、集中豪雨とかにより、災害が起きるような感じの雨が続きました。
高森も少しは被害がありましたが、そんな大きい災害は今のところないようです。
この梅雨も今週の中旬頃には明けるといいますので、梅雨が明けたら、暑くなってきますので、熱中症とかにより体調が悪くならないように管理を十分行い、仕事に向かっていただきたいと思っております。
そして、今回の総会の議題ですが、久々に議題が多く出ております。
ちょっと時間がかかりそうですが、皆さんと審議の上、進めていきたいと思っております。
長時間になるかとは思いますが、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、会議規則の第4条の規定により、会長が議長となりますので、議事の進行を会長にお願いいたします。

議長 はい。それでは、進めていきたいと思っております。

事務局 まず、「議第13号」
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。議事録署名となっておりますが、こちらから決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。それでは、今回は8番委員と、9番委員にお願いいたします。

事務局長 次、「報告第6号」
農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。報告第6号の3条の3第1項の届出になっておりますが、これは相続ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、私から、こちらの案件について説明させていただきます。

4ページをお開きください。まず、番号1です。
土地の所在地は下記に書いてあるとおり、相続人、届出日、あっせん希望等をご覧のとおりになっております。
親から子への相続です。
補足資料は3、4ページをご覧ください。
こちらのカラーの地図の赤枠で示してあるところが当該地です。

続きまして、番号2、こちらも親から子への相続となります。
土地の所在地、相続人、届出日、あっせん希望等は、ご覧のとおりです。
補足資料は5ページの赤枠で示してあるところが該当地となります。
説明は、以上です。

議 長 はい。今、説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これは報告ですので、承認します。
次に行きたいと思います。

「報告第7号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について〔合意解約〕【一般・賃貸借】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは小作解約についてですので、これも事務局から説明いたします。

事務局 それでは、私から説明いたします。

6ページをお開きください。

農地法第18条報告資料の番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、地目はご覧のとおりです。

解約事由につきましては、今年、4月の農業委員会の総会時に賃貸借権を設定した土地の所在地が、間違っていたため、合意解約するものです。

別紙補足資料につきましては、7ページをお開きください。

場所につきましては、ご覧のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、承認します。
次に行きたいと思います。

「議第14号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは第3条の審議資料ですので、まず番号1番、ここの担当委員が1番委員ですので、説明をよろしくお願いします。

1番委員 では、番号1番です。

譲受人、譲渡人は以下のとおりでございます。

所在地は記載のとおりです。

地目は、田です。

農地等の情報は以下のとおりです。

理由として、農地を相続したが、農業をしないため、売却をするということです。

補足資料については、9ページ、10ページをご覧ください。

売買です。

よろしく申し上げます。

事務局

事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。

3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

以上です。

議長

はい。この1番の議案について、何か質問はありませんか。

(複数委員)

ありません。

議長

ないということですので、この1番については可決いたします。

次、番号2、これは担当委員が9番委員となっておりますので、説明をよろしく申し上げます。

9番委員

譲受人、譲渡人と、土地の情報は下記のとおりになっております。

親族の農業後継者が農業を行うため、農地を取得するということです。

補足資料は11ページ、12ページをご覧ください。

事務局

事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。

3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

以上です。

議長

はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この2番の議案を可決いたします。

次、番号3、これの担当委員は3番委員となっておりますので、説明をよろしく申し上げます。

3番委員 譲受人、譲渡人と土地情報は左記のとおりです。

補足資料は、13ページから14ページとなります。

所有者が高齢となり、農業が行えないため、農地を売却することです。

審議方、よろしく申し上げます。

事務局 では、こちら事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。

3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この3番も可決いたします。

次、番号4、これは担当委員が4番委員となっておりますので、説明をよろしく申し上げます。

4番委員 譲渡人、譲受人は、下記のとおりです。

内容につきましては、農業経営の縮小ということで売買すると申請されております。

次ページの9ページも一緒です。

補足資料は、15から18ページです。

よろしく申し上げます。

事務局 こちら事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。

こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明

書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この4番も可決いたします。次、番号5、担当委員の5番委員から説明をよろしくお願ひします。

5番委員 譲受人、譲渡人、農地の情報は下記のとおりでございます。相手方の要望により農地を取得するものであります。本人から連絡がございまして、売買が成立した後には樹木を植え付けするそうです。補足資料は19、20ページです。御審議、よろしくお願ひします。

事務局 こちらも事務局から、許可基準のみ補足させていただきます。こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないということですので、この5番の議案を可決いたします。

次、「議第15号」

事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。</p>
議長	<p>はい。この第4条の審議資料となっておりますが、これはちょうど説明をする担当委員さんが当事者ということですので、本日、出席されておれば、審議終わりまで退出ということですので、欠席ということですので、その必要はありません。 代理で9番委員から説明をお願いいたします。</p>
9番委員	<p>農地等の状況は左記のとおりで、転用理由が、申請地は周辺を山林に囲まれた農地であり、鳥獣害も多いため、牧場より転用し、植林を行いたいということです。 補足資料は、22ページから23ページです。 よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>事務局から補足させていただきます。 11ページの番号1につきましては、こちらは農振農用地のため、令和4年11月の農振協議会に掛けまして、県の同意を得て農振除外されましたので、今回、転用申請されたものです。 転用理由は、9番委員が説明されたとおりです。 許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等にかかる営農条件の支障の有無について、適当または確実であると判断しています。 以上です。</p>
議長	<p>はい。今、説明がありましたが、何か質問はありませんか。</p>
事務局	<p>補足で、番号1、番号2の両方とも同じ昨年11月の農振協議会の案件で、除外相当というところで県に上げられたものです。 3月に県同意が下りまして、今回、転用の運びとなったということです。</p>
4番委員	<p>今後、こういうのは多く出てくると思うんですが、やっぱり自分たちが相談を受けたときに、どういうふうに関外をしたらいいかというのを説明しないといけないと思います。 ここで一度、段取りというか、それをちょっと説明していただければ</p>

れば、今後、話の持っていく方ができるんじゃないかなと思うんですが。

事務局　そうですね。今、4番委員が言われたように、無断転用であったり、農振法違反だったりというところで、もう植林してしまったとかいう案件の御相談は結構多いと思います。

農振の申請、編入、除外については、年2回、5月と11月に行っておりますので、まず農振の変更ができる場所かというところを、調べなければいけません。

場所等の確認は、申請者、若しくは委員さんが相談を受けられましたら、まずご本人が事務局に来ていただいて、事務局の航空写真等を見ながら、農振の除外申請をきちんとして、今回のように転用まできちんと持っていけるような体制を取りたいと思います。

また、除外はちょっと難しいという案件もあるとは思いますが、まずは申請者の方に事務局にいらしていただくような指導を、委員の皆様にはお願いしたいと思います。

よくわからない場合は、直接、事務局に問い合わせしてもらっても結構ですので、よろしくお願ひいたします。

議長　はい。ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員)　ありません。

議長　はい。ないということですので、この4条の1番は可決いたします。

次の2番ですが、この案件も今まで農業委員で、当事者だった方ですが、委員の辞任届を出されましたので、退席の必要がなくなりました。

担当委員の9番委員にご説明を、お願ひいたします。

9番委員　番号2、農地等の情報は左記のとおりとなっております。
転用理由、父の代に許可を受けずに植林をしてしまった。
農業委員会の指導を受け正式に許可を得るため、4条の許可申請をします。
補足資料は、24ページ、25ページとなります。
ご覧ください。

事務局　こちら事務局から補足させていただきます。
こちらの2番の案件につきましても、昨年度の11月に農振協議

会で、県の同意を得て農振除外されている案件です。

こちらは、先ほど9番委員が説明されたとおり、平成20年頃に申請者のお父様が、許可を得ず植林をしてしまった案件です。

こちらは、始末書も提出されております。

許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請にかかる用地に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周囲の農地等にかかる営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

以上です。

議長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この2番についても可決いたします。

次、「議第16号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（配分）（案）の承認について【中間管理・農地バンク一括方式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議第16号の農地利用集積計画ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私から説明いたします。

こちらは筆が多いので、13ページから17ページまでです。

番号1番、権利の種類は「賃貸借権の設定」です。

こちらは土地の所有者が亡くなりましたので、代表相続人が農業公社を通して、借受人に土地を賃貸するものです。

土地につきましては、13ページから16ページに記載のとおりです。

10a当たりの単価は記載のとおりです。

契約期間は5年間です。

補足資料は、27ページの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

3番委員 借受人は、何の会社でしたかね。

事務局 お菓子屋です。

議 長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、承認いたします。
次、2番目です。

事務局 続きまして、番号2番、16ページです。
こちらも貸付人が農業公社を通して、借受人に土地を賃貸するものです。
土地につきましては、16ページから17ページに記載のとおりです。
10aあたりの単価は記載のとおりです。
契約期間は5年間です。
補足資料は、28ページの赤枠で囲ってあるところが当該地です。
以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案は承認いたします。

事務局 次、「議第17号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この17号も農業経営基盤強化促進法ということですので、これも事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらも事務局から説明させていただきます。

19ページをお開きください。本案件は、経営移譲による農業者年金の受給者の更新が3件、新規の賃貸借権の設定が10件です。

まず、1番です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、こちらは経営移譲による農業者年金の受給者の更新のため、使用貸借権の設定をするものです。

契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、30ページから33ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号2番、こちらも経営移譲による農業者年金の受給者の更新です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間は記載のとおりです。

土地につきましては、記載のとおりです。

補足資料は、34ページ、35ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、3番、こちらも経営移譲による農業者年金の受給者の更新です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間は記載のとおりです。

土地につきましても記載のとおりです。

補足資料は、36ページから38ページをご覧ください。

こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

1番から3番まで、農業者年金の経営移譲に関する使用貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長 今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この1番から3番まで承認いたします。

次、4番から、また事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局から説明させていただきます。

番号4番、こちらは新規の賃貸借権の設定です。

利用権の設定を受ける者は下記のとおりです。

利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、39ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号5番、利用権の設定を受ける者は下記のとおりです。

利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、40ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号6、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、41ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号7、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては、記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、42ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号8、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、43ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号9、こちらは先ほど誤った土地に賃貸借権設定をして、そちらを合意解約し、正しいところに賃貸借権の設定をするところです。

利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権の設定をする者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、44ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号10、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、45ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号11、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、46ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

続きまして、番号12、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、47ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

次は最後です。

番号13、利用権の設定を受ける者は下記のとおり、利用権を設定する者も下記のとおりです。

契約期間、支払方法につきましては記載のとおりです。

土地につきましても、記載のとおりです。

補足資料は、48ページをご覧ください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地となります。

以上です。

議 長 はい。4番から13番まで、事務局から説明がありましたが、事務局の方は大変だったと思います。

今、説明がありました議案、4番から13番まで、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も承認いたします。

事務局 議長。

議 長 はい、事務局。何でしょうか。

事務局 ここで、追加議案を提出したいのですが、よろしいでしょうか。

議 長 追加議案とのことですが、資料を配布されたのち、説明をお願いします。

事務局 それでは、これより追加議案を配布いたします。

議 長 追加議案が配布されましたので、議事を進行します。

「同意第1号」

事務局 農業委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について。
別紙のとおり本委員会の同意を求める。

令和5年7月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 追加議案を説明してください。

事務局 お手元の資料をお開きください。

同意第1号、資料。

農業委員会等に関する法律第13条の規定による農業委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について。

農業委員会等に関する法律第13条の規定により、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。

辞任者の住所、氏名、生年月日、は資料のとおりです。

辞任理由、上記の農業委員は、阿蘇農業協同組合高森支所担当理事として推薦を受け任命されている。

令和5年6月23日の総代会で理事を交代したことにより、理事ではなくなったため、農業委員を辞任する。

農業委員を辞任するためには、市町村長及び農業委員会の同意を得なければ、辞任することができないため、同意を得るため追加議案を提出しました。

以上、説明を終わります。

議長 今、追加議案の説明がありました。
農業委員を辞任するためには、辞任届に加え農業委員会の同意が必要とのこと。
皆様に、お諮りします。資料記載の届者の辞任について、同意していただけますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。異議なしとのことですので、辞任に同意いたします。

これで、今日の議題は全部終わりました。

時には、こんなふうに議案が多い月もありますので、またそのときにはよろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。